



日医発第 140 号（地域）
令和 6 年 4 月 9 日

都道府県医師会会長 殿

公益社団法人日本医師会
会長 松本吉郎
（公印省略）

「医療法人の附帯業務について」の一部改正について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事宛に標記の通知が発出されるとともに、本会宛に周知方依頼がございました。

本通知は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）の施行に伴い、医療法人の附帯業務について変更・追加するものです。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律において（売春防止法上の婦人保護施設に代わり）女性自立支援施設が第一種社会福祉事業に追加された他、児童福祉法上の親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業が新たに第二種社会福祉事業に加えられております。

つきましては、貴会におかれましても本件につきご了知をいただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係機関等へ御周知いただきますようお願い申し上げます。

医政発 0329 第 52 号

令和 6 年 3 月 29 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

「医療法人の附帯業務について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各都道府県知事宛てに通知を発出いたしましたので、御了知願います。

医政発 0329 第 51 号
令和 6 年 3 月 29 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療法人の附帯業務について」の一部改正について

医療法人の附帯業務については、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 42 条の規定により、医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、同条各号に掲げる業務の全部又は一部を行うことができることとされ、医療法人の附帯業務の具体的な内容については、「医療法人の附帯業務について」（平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330053 号。以下「通知」という。）の別表に取りまとめられているところである。

今般、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）の施行に伴い、通知の別添の一部を別紙のとおり改正し、本年 4 月 1 日から適用することとした。

貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努められたい。

○「医療法人の附帯業務について」（平成19年3月30日医政発第0330053号）の別添の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改正後							改正前							
○社会福祉法に基づく社会福祉事業の位置付け							○社会福祉法に基づく社会福祉事業の位置付け							
「医療法人の附帯業務」○は公益法人が対象、●は社会福祉法人のみが対象							*「医療法人の附帯業務」*○は公益法人が対象、●は社会福祉法人のみが対象							
「区分の設け方」（本表）は本表業務（区分）は平成19年厚生省告示第19号、「医療社会福祉事業等に関する業務」(医療社会福祉法人が行っている)と必ずす。							*「区分の設け方」*（本表）は本表業務（区分）は平成19年厚生省告示第19号、「医療社会福祉事業等に関する業務」(医療社会福祉法人が行っている)と必ずす。							
社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法(制度)におけるサービス*事業等	医療法人	区 分	備 考	社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法(制度)におけるサービス*事業等	医療法人	区 分	備 考	
第一種社会福祉法人	生活福祉	介護施設					生活福祉	介護施設						
		養老施設			●	告示			生活福祉法上の保護施設である居宅介護施設を除く。					
		認知症高齢者に対する取組			●	告示								
	児童福祉	乳児院			●	告示	児童福祉	乳児院				●	告示	
		母子生活支援施設			●	告示		母子生活支援施設				●	告示	
		児童養護施設			●	告示		児童養護施設				●	告示	
		障害児入所施設			●	告示		障害児入所施設				●	告示	注1、児童福祉法上の規定が適用されず、注2、児童等の受入れは、原則として養護施設(施設入所施設)の枠内で行うことが必要であるが、児童福祉法上の規定が適用される場合、児童福祉法上の規定が適用される。注3、児童等の受入れは、原則として、児童福祉法上の規定が適用される。注4、児童等の受入れは、原則として、児童福祉法上の規定が適用される。
	児童自立支援	児童心理治療施設			●	告示	児童自立支援	児童心理治療施設				●	告示	
		児童自立支援施設			●	告示		児童自立支援施設				●	告示	
		養護老人ホーム						養護老人ホーム						
老人福祉	特別養護老人ホーム	施設サービス	介護福祉施設サービス			老人福祉	特別養護老人ホーム	施設サービス	介護福祉施設サービス					
	軽費老人ホーム(注)			○	告示		軽費老人ホーム(注)				○	告示	〔注〕ケアハウスのみ可	
障害者の日常生活及び社会生活を向上させるための法律	障害者支援施設			●	告示	障害者の日常生活及び社会生活を向上させるための法律	障害者支援施設				●	告示		
	女性自立支援施設			●	告示		女性自立支援施設				●	告示		
生活福祉	障害施設			●	告示	生活福祉	障害施設				●	告示	生活福祉法上の保護施設である障害施設を除く。	
	生計困難者に対する無料又は低額で資金を融通する事業			●	告示		生計困難者に対する無料又は低額で資金を融通する事業				●	告示	福祉保健社会福祉施設法が行っている生活福祉法上の事業等によって、社会福祉法による事業に該当する事業	
	生計困難者に対する金融福祉			○	告示		生計困難者に対する金融福祉				○	告示		
	生計困難者に対する生活福祉			○	告示		生計困難者に対する生活福祉				○	告示		
生活福祉	認定生活困窮者救済訓練事業			○	告示	認定生活困窮者救済訓練事業				○	告示			

障害児通所支援事業			○	表示
障害児相談支援事業			○	表示
児童自立生活援助事業			○	表示
放課後児童健全育成事業			○	表示
子育て短期支援事業			○	表示
乳児家庭全戸訪問事業			○	表示
養育支援訪問事業			○	表示
地域子育て支援拠点事業			○	表示
一時預かり事業			○	表示
小規模住居型児童養育事業			○	表示
小規模保育事業			○	表示
病児保育事業			○	表示
子育て援助活動支援事業			○	表示
親子相談支援事業			△	表示
社会科連携自立支援拠点事業			△	表示
放課後児童相談支援事業			△	表示
母子継続生活援助事業			△	表示
土曜・休業日別支援事業			△	表示
児童育成支援拠点事業			△	表示
親子関係強化支援事業			△	表示
助産施設			○	表示
保育園			○	表示
児童厚生施設			○	表示
児童家庭支援センター			○	表示
児童支援センター			△	表示
児童の福祉増進相談事業			○	表示
児童福祉協議会 の児童福祉 に関する業務	親子継続あっせん事業		○	表示
母子継続あっせん事業			○	表示
児童福祉協議会 の児童福祉 に関する業務			○	表示

障害児通所支援事業			○	表示
障害児相談支援事業			○	表示
児童自立生活援助事業			○	表示
放課後児童健全育成事業			○	表示
子育て短期支援事業			○	表示
乳児家庭全戸訪問事業			○	表示
養育支援訪問事業			○	表示
地域子育て支援拠点事業			○	表示
一時預かり事業			○	表示
小規模住居型児童養育事業			○	表示
小規模保育事業			○	表示
病児保育事業			○	表示
子育て援助活動支援事業			○	表示
親子相談支援事業				
社会科連携自立支援拠点事業				
放課後児童相談支援事業				
母子継続生活援助事業				
土曜・休業日別支援事業				
児童育成支援拠点事業				
親子関係強化支援事業				
助産施設			○	表示
保育園			○	表示
児童厚生施設			○	表示
児童家庭支援センター			○	表示
児童支援センター				
児童の福祉増進相談事業			○	表示
児童福祉協議会 の児童福祉 に関する業務	親子継続あっせん事業		○	表示
母子継続あっせん事業			○	表示
児童福祉協議会 の児童福祉 に関する業務			○	表示

事業種別	事業名称	実施主体	実施形態	実施期間	実施回数	実施内容	実施状況	備考	
									実施状況
母子及び父子生活支援事業	母子家庭日常生活支援事業								
	父子家庭日常生活支援事業								
	探検日常生活支援事業								
	母子・父子福祉施設								
	老人福祉事業	老人居宅介護等事業	居宅サービス事業	訪問介護					
			地域密着型サービス事業	定期巡回・随時対応型訪問介護看護					
				巡回対応型訪問介護					
			介護予防サービス事業	介護予防訪問介護					
				第一号訪問事業(老人福祉法施行規則第1条の2に規定するものに限る。)					
	老人デイサービス事業	老人デイサービス事業	居宅サービス事業	通所介護					
地域密着型サービス事業			地域密着型通所介護						
			認知症対応型通所介護						
介護予防サービス事業			介護予防通所介護						
			介護予防認知症対応型通所介護						
老人短期入所事業	老人短期入所事業	居宅サービス事業	短期入所生活介護						
		介護予防サービス事業	介護予防短期入所生活介護						
小規模多機能型居宅介護事業	小規模多機能型居宅介護事業	地域密着型サービス事業	小規模多機能型居宅介護						
			介護予防小規模多機能型居宅介護						
認知症対応型老人福祉事業	認知症対応型老人福祉事業	地域密着型サービス事業	認知症対応型共同生活介護						
			介護予防認知症対応型共同生活介護						
複合型サービス福祉事業	地域密着型サービス事業								
老人デイサービスセンター									
老人短期入所施設									
老人福祉センター									
老人介護支援センター									
障害福祉サービス事業	障害福祉サービス事業								
	一般相談支援事業								
	特定相談支援事業								
	移動支援事業								
地域活動支援センター									
福祉ホーム									

事業種別	事業名称	実施主体	実施形態	実施期間	実施回数	実施内容	実施状況	備考	
									実施状況
母子及び父子生活支援事業	母子家庭日常生活支援事業								
	父子家庭日常生活支援事業								
	探検日常生活支援事業								
	母子・父子福祉施設								
	老人福祉事業	老人居宅介護等事業	居宅サービス事業	訪問介護					
			地域密着型サービス事業	定期巡回・随時対応型訪問介護看護					
				巡回対応型訪問介護					
			介護予防サービス事業	介護予防訪問介護					
				第一号訪問事業(老人福祉法施行規則第1条の2に規定するものに限る。)					
	老人デイサービス事業	老人デイサービス事業	居宅サービス事業	通所介護					
地域密着型サービス事業			地域密着型通所介護						
			認知症対応型通所介護						
介護予防サービス事業			介護予防通所介護						
			介護予防認知症対応型通所介護						
老人短期入所事業	老人短期入所事業	居宅サービス事業	短期入所生活介護						
		介護予防サービス事業	介護予防短期入所生活介護						
小規模多機能型居宅介護事業	小規模多機能型居宅介護事業	地域密着型サービス事業	小規模多機能型居宅介護						
			介護予防小規模多機能型居宅介護						
認知症対応型老人福祉事業	認知症対応型老人福祉事業	地域密着型サービス事業	認知症対応型共同生活介護						
			介護予防認知症対応型共同生活介護						
複合型サービス福祉事業	地域密着型サービス事業								
老人デイサービスセンター									
老人短期入所施設									
老人福祉センター									
老人介護支援センター									
障害福祉サービス事業	障害福祉サービス事業								
	一般相談支援事業								
	特定相談支援事業								
	移動支援事業								
地域活動支援センター									
福祉ホーム									

※、本表のサービスは、進行性疾患等により介護が必要となる高齢者の介護に重点を置き、認知症対応型訪問介護看護等の実施に当たっては、必要に応じて、介護予防サービス事業の提供も行うものとする。

※、本表のサービスは、進行性疾患等により介護が必要となる高齢者の介護に重点を置き、認知症対応型訪問介護看護等の実施に当たっては、必要に応じて、介護予防サービス事業の提供も行うものとする。

※、本表のサービスは、進行性疾患等により介護が必要となる高齢者の介護に重点を置き、認知症対応型訪問介護看護等の実施に当たっては、必要に応じて、介護予防サービス事業の提供も行うものとする。

※、本表のサービスは、進行性疾患等により介護が必要となる高齢者の介護に重点を置き、認知症対応型訪問介護看護等の実施に当たっては、必要に応じて、介護予防サービス事業の提供も行うものとする。

※、本表のサービスは、進行性疾患等により介護が必要となる高齢者の介護に重点を置き、認知症対応型訪問介護看護等の実施に当たっては、必要に応じて、介護予防サービス事業の提供も行うものとする。

※、本表のサービスは、進行性疾患等により介護が必要となる高齢者の介護に重点を置き、認知症対応型訪問介護看護等の実施に当たっては、必要に応じて、介護予防サービス事業の提供も行うものとする。

身体障害者 福祉法	身体障害者生活訓練等事業			○	告示	
	手話通訳事業			○	告示	
	介助大訓練事業			○	告示	
	聴覚大訓練事業			○	告示	
	身体障害者福祉センター			○	告示	
	福祉用具製作施設			○	告示	
	盲導大訓練施設			○	告示	
	視覚覚醒障害者情報提供施設			○	告示	
	身体障害者の更生相談事業			○	告示	
	知的障害者福祉 本法	知的障害者の更生相談事業			○	告示
障害者 福祉法	生活困難者のための無料・低額 福祉用具貸付			○	告示	
	生活困難者のための無料・低額 福祉用具等			○	告示	
	生活困難者のための無料・低額 福祉用具			○	本条	
	生活困難者のための無料・低額 介護老人保健施設又は介護医療 院			○	本条	介護保険法上の介護老人保健施設又は介護医療院
障害者 福祉法	障害事業			○	告示	
	福祉サービス利用開始事業			○	告示	
障害者 福祉法	前項各号及び前号の事業に關 する通知又は助成			○	告示	

○介護保険法に基づく各事業の位置付け
(略)

身体障害者 福祉法	身体障害者生活訓練等事業			○	告示	
	手話通訳事業			○	告示	
	介助大訓練事業			○	告示	
	聴覚大訓練事業			○	告示	
	身体障害者福祉センター			○	告示	
	福祉用具製作施設			○	告示	
	盲導大訓練施設			○	告示	
	視覚覚醒障害者情報提供施設			○	告示	
	身体障害者の更生相談事業			○	告示	
	知的障害者福祉 本法	知的障害者の更生相談事業			○	告示
障害者 福祉法	生活困難者のための無料・低額 福祉用具貸付			○	告示	
	生活困難者のための無料・低額 福祉用具等			○	告示	
	生活困難者のための無料・低額 福祉用具			○	本条	
	生活困難者のための無料・低額 介護老人保健施設又は介護医療 院			○	本条	介護保険法上の介護老人保健施設又は介護医療院
障害者 福祉法	障害事業			○	告示	
	福祉サービス利用開始事業			○	告示	
障害者 福祉法	前項各号及び前号の事業に關 する通知又は助成			○	告示	

○介護保険法に基づく各事業の位置付け
(略)

【 改 正 後 全 文 】

医政発第0330053号

平成19年3月30日

最終改正 医政発 0329 第 51 号

令和6年3月29日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 地 方 厚 生 局 長 } 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

医療法人の附帯業務について

昨年6月21日法律第84号をもって公布された良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律のうち、医療法人に関する規定については、本年4月1日から施行されることとなった。

これに伴い、厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件(平成19年厚生労働省告示第93号)が本年3月30日に告示され、同年4月1日から適用することとされたところである。

本改正により、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第42条各号の医療法人が行うことができる附帯業務のうち、社会福祉事業の実施(第7号)及び有料老人ホームの設置(第8号)については、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

また、医療法人が行うことができる附帯業務を別表のとおり取りまとめたので、附帯業務の実施に関し関係主管部局及び各市町村等との連携を図り、適正な運用に努められたい。

なお、医療法人の附帯業務に係る既往通知(別記)については、本通知で包括したため廃止する。

記

第1 改正の趣旨

医療サービスと福祉・住居サービスの融合により、地域における医療の重要な担い手である医療法人が必要なケアを切れ目なく提供できるよう、法第42条第7号に基づき医療法人が行うことができる社会福祉事業の範囲について必要な見直しを行うとともに、法第42条第8号に規定する老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基

づく有料老人ホームの設置を追加するものであること。

第2 改正の内容及び留意事項

1 附帯業務の改正の内容

医療法人の附帯業務として、次に掲げる業務を追加することとし、本年4月1日より実施することができるものとしたこと。

なお、従前「保健衛生に関する業務」（法第42条第6号）として行われてきたケアハウスに関しては、今後は法第42条第7号に基づき行われるものであること。

(1) 法第42条第7号関係

- ① 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項中の以下各号に規定する第1種社会福祉事業のうち次に掲げるもの。

ただし、当該附帯業務（（ウ）を除く。）を行うことができるものは社会医療法人に限る。

(ア) 第1号

- ・生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する保護施設である宿所提供施設を除く。）を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業

(イ) 第2号（児童福祉法（昭和22年法律第164号）関係）

- ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業

(ウ) 第3号（老人福祉法（昭和38年法律第133号）関係）

- ・ケアハウス

(エ) 第3号の2（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）関係）

- ・障害者支援施設を経営する事業

(オ) 第6号（売春防止法（昭和31年法律第118号）関係）

- ・婦人保護施設を経営する事業

(カ) 第7号

- ・授産施設（生活保護法に規定する保護施設である授産施設を除く。）を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

- ② 社会福祉法第2条第3項各号に規定する第2種社会福祉事業のうち次に掲げるもの

(ア) 第1号

- ・生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくは

これに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業

(イ) 第2号（児童福祉法関係）

- ・児童自立生活援助事業又は放課後児童健全育成事業
- ・子育て短期支援事業
- ・助産施設又は児童厚生施設を経営する事業
- ・児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

(ウ) 第3号（母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）関係）

- ・母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び母子福祉施設を経営する事業

(エ) 第4号（老人福祉法関係）

- ・老人福祉センターを経営する事業

(オ) 第5号（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）関係）

- ・身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業
- ・身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業
- ・身体障害者の更生相談に応ずる事業

(カ) 第6号（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）関係）

- ・知的障害者の更生相談に応ずる事業

(キ) 第8号

- ・生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

(ク) 第11号

- ・隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）

(ケ) 第12号

- ・福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（社会福祉法第2条第2項各号及び第3項第1号から第11号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）

(コ) 第13号

- ・社会福祉法第2条第2項各号及び第3項第1号から第12号までの事業

に関する連絡又は助成を行う事業

(2) 法第42条第8号関係

老人福祉法第29条第1項に基づく有料老人ホームの設置

2 留意事項

新たに1に掲げる事業を医療法人（(1)の①に掲げる事業（(ウ)を除く。）は社会医療法人に限る。）が行う場合にあつては、法第50条第1項の規定に基づき定款又は寄附行為（以下「定款等」という。）の変更が必要であること。

なお、定款等の変更にあつては、老人福祉法又は社会福祉法その他個別法で定められた所定の手続については、定款等の変更の認可後に行うこと。ただし、これらの手続を並行して行う場合は、各手続の進捗状況に伴い定款等の変更の認可日が後れることはやむを得ないこと。

また、組合等登記令（昭和39年政令第29号）第6条第1項の規定により、変更の登記が行われた際は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の12の規定により変更の登記の届出が適切に行われるものであること。

(別 記)

- 老人訪問看護事業を行う医療法人について
（平成4年3月31日指第29号）
- 医療法人の付帯業務に係る軽費老人ホーム（ケアハウス）の設置及び運営について
（平成6年2月7日指第9号）
- 訪問看護事業を行う医療法人について
（平成6年9月9日指第62号）
- 介護保険法の施行に係る医療法人の附帯業務の取扱い等について
（平成11年6月23日指第46号）
- 介護保険法の施行に係る医療法人の附帯業務の取扱い等について
（平成11年7月15日事務連絡）
- 医療法人の附帯業務の拡大について
（平成16年3月31日医政発第0331007号）
- 医療法人の附帯業務の拡大について
（平成17年3月30日医政発第0330002号）
- 医療法人の附帯業務の見直しについて
（平成18年3月31日医政発第0331001号）
- 医療法人の附帯業務の見直しについて
（平成18年9月29日医政発第0929008号）

(別 表)

医療法人の附帯業務について

医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務（これに類するものを含む。）の全部又は一部を行うことができる。（医療法第42条各号）

なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことは医療法人の運営として不適當であること。

医療法第42条

第1号 医療関係者の養成又は再教育

- ・ 看護師、理学療法士、作業療法士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師その他医療関係者の養成所の経営。
- ・ 後継者等に学費を援助し大学(医学部)等で学ばせることは医療関係者の養成とはならないこと。
- ・ 医師、看護師等の再研修を行うこと。

第2号 医学又は歯学に関する研究所の設置

- ・ 研究所の設置の目的が定款等に規定する医療法人の目的の範囲を逸脱するものではないこと。

第3号 医療法第39条第1項に規定する診療所以外の診療所の開設

- ・ 巡回診療所、医師又は歯科医師が常時勤務していない診療所（例えば、へき地診療所）等を経営すること。

第4号 疾病予防のために有酸素運動（継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。）を行わせる施設であって、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置（疾病予防運動施設）

- ・ 附置される診療所については、
 - ① 診療所について、医療法第12条の規定による管理免除又は2か所管理の許可は原則として与えないこと。
 - ② 診療所と疾病予防運動施設の名称は、紛らわしくないよう、別のものを用いること。
 - ③ 既設の病院又は診療所と同一の敷地内又は隣接した敷地に疾病予防運動施設を設ける場合にあつては、当該病院又は診療所が疾病予防運動施設の利用者に対する適切な医学的管理を行うことにより、新たに診療所を設けなくともよいこと。

※「厚生労働大臣の定める基準」については、平成4年7月1日厚生省

告示第186号を参照すること。

第5号

疾病予防のために温泉を利用させる施設であつて、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置（疾病予防温泉利用施設）

- ・ 温泉とは温泉法（昭和23年法律125号）第2条第1項に規定するものであること。
- ・ 疾病予防のために温泉を利用させる施設と提携する医療機関は、施設の利用者の健康状態の把握、救急時等の医学的処置等を行うことのできる体制になければならないこと。

※「厚生労働大臣の定める基準」については、平成4年7月1日厚生省告示第186号を参照すること。

第6号

保健衛生に関する業務

- ・ 保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、次のⅠ、Ⅱに記載される業務であること。

Ⅰ. 直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。

- ① 薬局
- ② 施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔道整復師法に規定するもの。）
- ③ 衛生検査所（臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律に規定するもの。）
- ④ 介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法に規定するもの。）
- ⑤ 介護職員養成研修事業（地方公共団体の指定を受けて実施するもの。）
- ⑥ 難病患者等居宅生活支援事業（地方公共団体の委託を受けて実施するもの。）
- ⑦ 介護保険法に規定する訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（小規模多機能型居宅介護及び訪問看護の組合せに限る。）、第一号訪問事業若しくは第一号通所事業又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にいう障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター若しくは福祉ホームにおける事業と連続して、又は一体としてなされる有償

移送行為であって次に掲げるもの。

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定による一般旅客自動車運送事業

イ 道路運送法第43条第1項の規定による特定旅客自動車運送事業

ウ 道路運送法第78条第3号又は第79条の規定による自家用有償旅客運送等

※ 介護保険サービス、障害福祉サービスとの関連性が求められ、保険給付の対象とはならず実費徴収の対象となる業務であること。例えば、「乗降介助」の際の移送事業部分の実費徴収、通所サービス等における遠隔地からの送迎費の実費徴収などについて、道路運送法の規定により許可を得て行う業務であること。

※ 道路運送法の許可を得ずに介護保険サービス又は障害福祉サービスの対象となる移送事業を行うことはできないこと。

※ いわゆる「介護タクシー」のように旅行や買い物といった介護保険サービス、障害福祉サービスとの関連性を有しない業務は当該有償移送行為に該当せず、医療法人の附帯業務ではないこと。

⑧ 介護保険法にいう居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、地域密着型サービス事業、地域支援事業、保健福祉事業、指定市町村事務受託法人の受託事務及び指定都道府県事務受託法人の受託事務のうち、別添において「保健衛生に関する業務」とするもの。

⑨ 助産所（医療法第2条に規定するもの。）

⑩ 歯科技工所（歯科技工士法に規定するもの。）

⑪ 福祉用具専門相談員指定講習（介護保険法施行令に規定するもの。）

⑫ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。）

第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅の設置。ただし、都道府県知事の登録を受けたものに限る。

※1 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号。以下「改正法」という。）の施行の際現に改正法による改正前的高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第4条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けている高齢者専用賃貸住宅であって、医療法人が設置しているものについては、改正法の施行後も、その要件を継続して満たし、その居住者に対し、次に掲げるいずれかのサービスの提供を継続的に行うことを約しているものに限り、当面の間、医療法人が設置することができるものとする。

- (1) 居住者に対する生活指導や相談に応じるサービス
- (2) 居住者の安否を定期的に確認するサービス
- (3) 居住者の容体急変時における応急措置、医療機関への通報等の緊急時対応サービス

※2 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第38号。以下「平成21年改正法」という。）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の際現に平成21年改正法による改正前的高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けている高齢者専用賃貸住宅であつて、医療法人が設置しているものについては、平成21年改正法附則第4条第1項の規定により登録の効力が失われた場合であつても、その要件を継続して満たし、上記（1）から（3）までに掲げるいずれかのサービスの提供を継続的に行うことを約しているものに限り、当面の間、医療法人が設置することができるものとする。

※3 ※1及び※2については、賃貸住宅の戸数を増やしてはならない。

⑬ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第4条第1項第3号及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号。以下「労働者派遣法施行令」という。）第2条第1項の規定により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務から除外されている労働者派遣で次に掲げるもの。

(1) 労働者派遣法施行令第2条第1項各号に掲げる業務

ア 労働者派遣法第2条第4号に掲げる紹介予定派遣をする場合

イ 労働者派遣法第40条の2第1項第4号又は第5号に該当する場合

ウ 労働者派遣法施行令第2条第1項各号に規定する施設又は居宅以外の場所で行う場合

(2) 労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務

エ 派遣労働者の就業の場所が労働者派遣法施行令第2条第2項に規定するへき地にある場合

オ 派遣労働者の就業の場所が地域における医療の確保のためには労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20

号) 第1条第1項各号に掲げる場所(へき地にあるものを除く。)である場合(ただし、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の33の12第2項により、業として労働者派遣を行うことができる医療法人は、病院又は診療所を開設する医療法人に限る。)

- ⑭ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中一時支援事業(地方公共団体の委託又は補助を受けて実施するもの。)
- ⑮ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第34条に規定する障害者就業・生活支援センター
- ⑯ 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する訪問看護事業
- ⑰ 学校教育法(昭和23年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所及び同法第59条第1項に規定する施設のうち、同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの(以下、「認可外保育施設」という。)において、障害のある幼児児童生徒に対し、看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業
 - ※ 病院又は診療所によるものは、医療法人の本来業務に該当すること。
- ⑱ 認可外保育施設であって、地方公共団体がその職員、設備等に関する基準を定め、当該基準に適合することを条件としてその運営を委託し、又はその運営に要する費用を補助するもの。
- ⑲ 医療法人の開設する病院又は診療所の医師が栄養・食事の管理が必要と認める患者であって、
 - ・ 当該医療法人が開設する病院若しくは診療所に入院していた者若しくは通院している者、
 - ・ 又は当該医療法人が開設する病院、診療所若しくは訪問看護ステーションから訪問診療若しくは訪問看護を受けている者に対して、当該医療法人が配食を行うもの。
 - ※ なお、例えば3年前に入院して現在は受診していないような者は対象外となること。
- ⑳ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業、同条第12項に規定する事業所内保育事業及び第59条の2第1項に規定する施設(同項の規定による届出がされたもののうち利用定員が6人以上のものに限る。)において第6条の3第12項に規定する業務を目

的とする事業のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業による助成を受けているもの（以下「企業主導型保育事業」という。）。

※ 事業所内保育事業及び企業主導型保育事業に限っては委託する場合も認めること。

②① 産後ケア事業（市町村の委託を受けて実施するもの）

②② 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第14条第1項に規定する医療的ケア児支援センター

Ⅱ. 国際協力等の観点から、海外における医療の普及又は質の向上に資する以下の業務であること。

① 海外における医療施設の運営に関する業務

※ 当該業務を実施するに当たり必要な現地法人への出資も可能とすること。その際、出資の価額は、繰越利益積立金の額の範囲内とする。

※ 具体的な運用に当たっては、「医療法人の国際展開に関する業務について」（平成26年医政発0319第5号厚生労働省医政局長通知）を参照すること。

第7号 社会福祉法第2条第2項及び第3項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施

※ 平成10年2月9日厚生省告示第15号及び本通知の別添を参照すること。

※ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第2項第2号の認定こども園（ただし、保育所型のみ。）の運営は、上記告示の第1項第2号ハに包括されること。

第8号 有料老人ホームの設置（老人福祉法に規定するもの。）

留意事項

1. 役職員への金銭等の貸付は、附帯業務ではなく福利厚生として行うこと。この場合、全役職員を対象とした貸付に関する内部規定を設けること。
2. 医療従事者の養成施設に通う学生への奨学金の貸付は、医療法人が開設する医療施設の医療従事者確保の目的の範囲内において、奨学金の貸付に関する内部規定を設けるなど適切に行われる限り、差し支えないこと。
3. 第7号については、社会医療法人のみに認められるものがあること。
4. 定款等の変更認可申請とは別に、個別法で定められた所定の手続（許認可、届

出等)を要する場合があること。この場合、個別法の手続の前に定款等の変更認可申請をする必要があるが、手続を並行して行う場合は、各手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることは、やむを得ないこと。

○社会福祉法に基づく社会福祉事業の位置付け

・「医療法人」欄の説明・・・「○」は全医療法人が対象、「●」は社会医療法人のみが対象
・「区分」欄の説明・・・「本来」とは本来業務、「告示」とは平成10年厚生省告示第15号、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各法	事業名、施設名等	介護保険法制度におけるサービス・事業等	医療法人	区分	備 考	
第一種社会福祉事業	生活保護法	救護施設					
		更生施設					
		生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設			●	告示	生活保護法上の保護施設である宿所提供施設を除く。
		生計困難者に対する助葬			●	告示	
	児童福祉法	乳児院			●	告示	
		母子生活支援施設			●	告示	
		児童養護施設			●	告示	
		障害児入所施設			●	告示	※1. 児童福祉法上の指定を受けること。 ※2. 定款等の変更手続は、原則として郡連合会の指定を受ける旨に行うことが必要であるが、指定手続と定款等の変更手続を併行して行う場合は、手続の滞り状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。
		児童心理治療施設			●	告示	
		児童自立支援施設			●	告示	
	老人福祉法	養護老人ホーム					
		特別養護老人ホーム	施設サービス	介護福祉施設サービス			
		経費老人ホーム(注)			○	告示	(注)ケアハウスのみ可
	障害者の社会生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者支援施設			●	告示	
		困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	女性自立支援施設		●	告示	
		授産施設			●	告示	生活保護法上の保護施設である授産施設を除く。
		生計困難者に対して無料又は低額で資金を融通する事業			●	告示	都道府県社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付事業等であって、社会福祉法による手続を経た事業
	児童福祉法	生活困窮者自立支援法	生計困難者に対する金銭等供与		○	告示	
			生計困難者に対する生活相談		○	告示	
		児童福祉法	障害児通所支援事業			○	告示
障害児相談支援事業					○	告示	
児童自立生活援助事業					○	告示	
放課後児童健全育成事業					○	告示	
子育て短期支援事業					○	告示	
乳児家庭全戸訪問事業					○	告示	
養育支援訪問事業					○	告示	
地域子育て支援拠点事業					○	告示	
一時預かり事業					○	告示	
小規模住居型児童養育事業					○	告示	
小規模保育事業					○	告示	
病児保育事業					○	告示	
子育て援助活動支援事業					○	告示	
親子再統合支援事業					○	告示	
社会的養護自立支援拠点事業					○	告示	
意見表明等支援事業					○	告示	
妊産婦等生活援助事業					○	告示	
子育て世帯訪問支援事業					○	告示	
児童育成支援拠点事業					○	告示	
親子関係形成支援事業					○	告示	
助産施設					○	告示	
保育所					○	告示	
児童厚生施設					○	告示	
児童家庭支援センター					○	告示	
里親支援センター					○	告示	
児童の福祉増進相談事業					○	告示	
民間あわせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律		養子縁組あっせん事業			○	告示	

第二種社会福祉事業	親学親の子どもに関する教育、保育等の総合的な子供の発達に関する法律	幼保連携型認定こども園を経営する事業			○	告示	
	母子及び父子並びに未婚福祉法	母子家庭日常生活支援事業			○	告示	
父子家庭日常生活支援事業				○	告示		
寡婦日常生活支援事業				○	告示	母子及び父子並びに未婚福祉法の母子家庭日常生活支援事業又は父子家庭日常生活支援事業を附帯業務として行っている場合に限り。	
母子・父子福祉施設				○	告示		
老人福祉法	老人居宅介護等事業	居宅サービス事業	訪問介護		○	告示	<p>※3. それぞれ各サービスを行う事業所ごとに介護福祉法上の事業所としての指定・介護予防・日常生活支援総合事業に係る委託、又は、老人福祉法上の市町村からの委託が必要。</p> <p>※4. 事業者としての指定を受け、既に附帯業務として定款に記載された事業所で、新たに同じ事業を実施する場合は定款等の変更が必要。</p> <p>例 指定居宅サービス事業の指定を受けた事業所が新たに居宅サービス事業を行う場合（別の事業所の場合は、当該事業所における指定を受け、定款等の変更が必要。）</p> <p>※5. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における事業者の指定、又は市町村の委託を受ける前に行うことが必要であるが、指定（委託）手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の連続性により、定款等の変更認可日が後れることはいやむを得ないこと。</p>
		地域密着型サービス事業	定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
			夜間対応型訪問介護				
		介護予防サービス事業	介護予防訪問介護				
		介護予防・日常生活支援総合事業	第一号訪問事業（老人福祉法施行規則第1条の2に規定するものに限る。）				
	老人デイサービス事業	居宅サービス事業	通所介護		○	告示	
		地域密着型サービス事業	地域密着型通所介護				
			認知症対応型通所介護				
		介護予防サービス事業	介護予防通所介護				
		地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型通所介護				
	老人短期入所事業	居宅サービス事業	短期入所生活介護		○	告示	
		介護予防サービス事業	介護予防短期入所生活介護				
	小規模多機能型居宅介護事業	地域密着型サービス事業	小規模多機能型居宅介護		○	告示	
		地域密着型介護予防サービス事業	介護予防小規模多機能型居宅介護				
	認知症対応型老人共同生活援助事業	地域密着型サービス事業	認知症対応型共同生活介護		○	告示	
地域密着型介護予防サービス事業		介護予防認知症対応型共同生活介護					
複合型サービス福祉事業	地域密着型サービス事業	複合型サービス（小規模多機能型居宅介護及び訪問看護の組合せに限る。）		○	告示		
老人デイサービスセンター				○	告示		
老人短期入所施設				○	告示		
老人福祉センター				○	告示		
老人介護支援センター				○	告示		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害福祉サービス事業			○	告示	※6. 障害福祉サービスの種類及び事業を行う事業所ごとに事業者としての指定が必要。定款等の変更手続は※2参照	
	一般相談支援事業			○	告示	※7. 事業を行う事業所ごとに指定が必要。定款等の変更手続は※2参照	
	特定相談支援事業			○	告示		
	移動支援事業			○	告示		
	地域活動支援センター			○	告示		
	福祉ホーム			○	告示		
身体障害者福祉法	身体障害者生活訓練等事業			○	告示		
	手話通訳事業			○	告示		
	介助犬訓練事業			○	告示		
	聴導犬訓練事業			○	告示		
	身体障害者福祉センター			○	告示		
	補装具製作施設			○	告示		
	盲導犬訓練施設			○	告示		
	視覚障害者情報提供施設			○	告示		
身体障害者の更生相談事業			○	告示			
知的障害者福祉法	知的障害者の更生相談事業			○	告示		
	生計困難者のための無料・低額簡易住宅貸付			○	告示		
	生計困難者のための無料・低額宿泊所等			○	告示		
	生計困難者のための無料・低額診療			○	本来		
	生計困難者のための無料・低額介護老人保健施設又は介護医療院			○	本来	介護保険法上の介護老人保健施設又は介護医療院	
	隣保事業			○	告示		
	福祉サービス利用援助事業			○	告示		
	前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成			○	告示		

○介護保険法に基づく各事業の位置付け

※「区分」欄の説明・・・「本来」とは本来業務、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空間」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法	区 分	備 考		
社会福祉事業以外		居宅サービス事業	訪問入浴介護	保健			
			訪問看護（訪問看護ステーションに限る。）	本来			
			訪問看護（訪問看護ステーションを除く。）				
			訪問リハビリテーション（出張所等を除く。）	保健			
			訪問リハビリテーション（出張所等に限る。）	保健			
			居宅療養管理指導（訪問看護ステーションに限る。）	保健			
			居宅療養管理指導（訪問看護ステーションを除く。）	本来			
			通所リハビリテーション				
			短期入所療養介護	保健			
			特定施設入居者生活介護（注）				
			福祉用具貸与				
			特定福祉用具販売				
			居宅介護支援事業	保健		（注）介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。	
			介護予防サービス事業	介護予防訪問入浴介護			保健
				介護予防訪問看護（訪問看護ステーションに限る。）			本来
		介護予防訪問看護（訪問看護ステーションを除く。）					
		介護予防訪問リハビリテーション（出張所等を除く。）		保健			
		介護予防訪問リハビリテーション（出張所等に限る。）		保健			
		介護予防居宅療養管理指導（訪問看護ステーションに限る。）		保健			
		介護予防居宅療養管理指導（訪問看護ステーションを除く。）		本来			
		介護予防通所リハビリテーション					
		介護予防短期入所療養介護		保健			
		介護予防特定施設入居者生活介護（注）					
		介護予防福祉用具貸与					
		特定介護予防福祉用具販売	保健				
		介護予防支援事業	保健	（注）介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。			
		地域密着型サービス事業	地域密着型特定施設入居者生活介護（注）		保健		
			地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護				
		地域支援事業（注）	介護予防・高齢生活支援総合事業		第一号訪問事業	保健	<p>※8. 市町村から指授又は委託を受けて行う場合のみ可（事業の実施に当たり、医療法人の非営利性に適合するものも、条例等及び福祉施設等の取得に準じ、相当することがないこと。又は委託を受ける市町村名及び具体的な事業名称を定数等に記載する必要があること（例：〇〇市の委託を受けて行う〇〇事業（介護保険法上の包括的支援事業））</p> <p>※9. 定数等の変更手続は、原則として市町村の指授又は委託を受ける前に行うことが必要であるが、指授又は委託の手続と定数等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定数等の変更認可日が遅れることには留意が必要。</p>
					第一号通所事業		
					第一号生活支援事業		
					第一号介護予防支援事業		
					一般介護予防事業		
			包括的支援事業		総合相談支援事業		
					権利擁護事業		
					包括的・継続的ケアマネジメント事業		
					在宅医療介護連携推進事業		
					生活支援等体制整備等事業		
		認知症総合支援事業					
		任意事業					
保健福祉事業（注）	保健	※8、※9 と同じ扱い					
施設サービス	介護保健施設サービス	本来					
	介護療養施設サービス						
指定市町村事務受託法人の受託事務	保健	※10. 委託を受ける都道府県又は市町村及び関係団体は事務名称を当該都道府県等に届出する必要があること（例：〇〇市（市）の委託を受けて行う〇〇事務）					
指定都道府県事務受託法人の受託事務	保健	※11. 定数等の変更届出（注）手続は、原則として経過所届に附する本人の同意を受け前に行うことが前提であるが、当該手続と定数等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定数等の変更届出が遅れることには留意が必要であること。なお、介護保険法に規定する指定市町村介護支援事業等市町村が委託を受けて行う、市町村が指定市町村事務受託法人に委託する委託業務の委託の形態に係る場合は、その指定市町村介護支援事業等事務の委託に付随するものとする。					

○厚生労働省告示第百七十一号

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示を次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

令和五年四月七日

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示

（社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ワ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ワ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第一号及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令）

第一条 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ワ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第一号及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
1	<p>社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第六十号。以下「養成施設規則」という。）第二条第一号ワ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年厚生労働省令第一号。以下「学校規則」という。）第三条第一号ワ及び社会福祉に関する科目を定める省令（平成二十年厚生労働省令第二号）第四条第一号及び社会福祉に関する科目を定める省令（平成二十年厚生労働省令第三号）第四条第一号第七号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。</p> <p>一 六（略）</p> <p>七 削除</p> <p>八 十二（略）</p> <p>十七の二 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）に規定する女性相談支援センター及び女性自立支援施設</p> <p>十八（略）</p>	<p>社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号。以下「養成施設規則」という。）第二条第一号ワ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年厚生労働省令第一号。以下「学校規則」という。）第三条第一号ワ及び社会福祉に関する科目を定める省令（平成二十年厚生労働省令第二号）第四条第一号及び社会福祉に関する科目を定める省令（平成二十年厚生労働省令第三号）第四条第一号第七号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。</p> <p>一 六（略）</p> <p>七 売春防止法（昭和二十一年法律第百十八号）に規定する婦人相談所及び婦人保護施設</p> <p>八 十二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十八（略）</p>
2	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

(平成八年厚生省告示第八十七号(地震防災緊急事業五箇年計画に定める施設等の整備等及び同の補助の特例の対象となる地震防災緊急事業に係る主務大臣の定める基準)の一部改正)
 第二条 平成八年厚生省告示第八十七号(地震防災緊急事業五箇年計画に定める施設等の整備等及び同の補助の特例の対象となる地震防災緊急事業に係る主務大臣の定める基準)の一部を次の表のように改正する。

別表	改正	後	別表	改正	前
一、二 (略)			一、三 (略)		
(前略)			四 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十六条に規定する婦人保護施設		
四、五 (略)			五、六 (略)		
六 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)第十二条第一項に規定する女性自立支援施設			(新設)		
七 (略)			七 (略)		

第三条 厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部(改正)
 第三条 厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業(平成十年厚生省告示第十五号)の一部を次の表のように改正する。

改正	後	改正	前
一 医療法第四十二条の二第二項に規定する社会医療法人については次に掲げる事業		一 医療法第四十二条の二第二項に規定する社会医療法人については次に掲げる事業	
一 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項に規定する第一種社会福祉事業のうち次に掲げるもの		一 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項に規定する第一種社会福祉事業のうち次に掲げるもの	
イ、ニ (略)		イ、二 (略)	
ホ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)に規定する女性自立支援施設を経営する事業		ホ 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)に規定する婦人保護施設を経営する事業	
ハ (略)		ハ (略)	
二 (略)		二 (略)	

第四条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年厚生労働省告示第二百九十四号)の一部を次の表のように改正する。

改正	後	改正	前
一、二 (略)		一、二 (略)	
二 次に掲げる運営が可能な体制にあること。		二 次に掲げる運営が可能な体制にあること。	
イ、ロ (略)		イ、ロ (略)	
ハ 入所者の処遇について、女性相談支援センターと連携を図ること。		ハ 入所者の処遇について、婦人相談所と連携を図ること。	
ニ (略)		ニ (略)	
四 (略)		四 (略)	

第五条 矯正施設における理容師養成施設の指定の基準(平成二十年厚生労働省告示第四十四号)の一部を次の表のように改正する。

改正	後	改正	前
法務省の所管に係る矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院及び少年鑑別所をいう。)		法務省の所管に係る矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。)	
における理容師養成施設の指定については、理容師養成施設指定規則(平成十年厚生省令第五号)		における理容師養成施設の指定については、理容師養成施設指定規則(平成十年厚生省令第五号)	
第四條第一項第一号に規定する基準を適用する。		第四條第一項第一号に規定する基準を適用する。	

(傍線部分は改正部分)

ただし、同号ヲの規定の適用については、同号ヲの規定にかかわらず、同時に授業を行う一学級の生徒数が二十人以上四十人未満のものについては、実習室の面積は、四十九・五平方メートル以上とすることができる。

ただし、同号ヲの規定の適用については、同号ヲの規定にかかわらず、同時に授業を行う一学級の生徒数が二十人以上四十人未満のものについては、実習室の面積は、四十九・五平方メートル以上とすることができる。

（矯正施設における美容師養成施設の指定の基準の一部改正）
 第六条 矯正施設における美容師養成施設の指定の基準（平成二十年厚生労働省告示第四十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>法務省の所管に係る矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院及び少年鑑別所をいう。）における美容師養成施設の指定については、美容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第八号）第三條第一項第一号に規定する基準を適用する。</p> <p>ただし、同号ヲの規定の適用については、同号ヲの規定にかかわらず、同時に授業を行う一学級の生徒数が二十人以上四十人未満のものについては、実習室の面積は、四十九・五平方メートル以上とすることができる。</p>	<p>法務省の所管に係る矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。）における美容師養成施設の指定については、美容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第八号）第三條第一項第一号に規定する基準を適用する。</p> <p>ただし、同号ヲの規定の適用については、同号ヲの規定にかかわらず、同時に授業を行う一学級の生徒数が二十人以上四十人未満のものについては、実習室の面積は、四十九・五平方メートル以上とすることができる。</p>

（母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の一部改正）
 第七条 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（令和二年厚生労働省告示第七十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第2 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援 都道府県、市町村等が以下の措置を講ずるに際しては、国は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が必要なサービスを通じて支拂うことができるよう母子・父子自立支援員及び就業支援専門員を含めた相談体制の整備、関係機関の連携を推進しながら、当該措置が効果的に実施されるよう必要な支援を講じていくものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 相談体制の充実</p> <p>(a) 母子・父子自立支援員や女性相談支援員等に対する養育費及び面会交流に関する研修の実施（実施主体：都道府県等及び市等） 母子・父子自立支援員、女性相談支援員、母子家庭等就業・自立支援センターの養育費に関する専門知識を有する相談員に対し、養育費の取得手続等養育費に関する事項や面会交流の相談対応、関係機関や民間団体等との連携に関する研修を実施</p> <p>(b) 母子・父子自立支援員や女性相談支援員等に対する養育費及び面会交流に関する研修の実施（実施主体：都道府県等及び市等） 母子・父子自立支援員、母子家庭等就業・自立支援センターの養育費に関する専門知識を有する相談員に対し、養育費の取得手続等養育費に関する事項や面会交流の相談対応、関係機関や民間団体等との連携に関する研修を実施</p> <p>(c) 母子・父子自立支援員や女性相談支援員等に対する養育費及び面会交流に関する研修の実施（実施主体：都道府県等及び市等） 母子・父子自立支援員、母子家庭等就業・自立支援センターの養育費に関する専門知識を有する相談員に対し、養育費の取得手続等養育費に関する事項や面会交流の相談対応、関係機関や民間団体等との連携に関する研修を実施</p> <p>(d) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p>第2 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援 都道府県、市町村等が以下の措置を講ずるに際しては、国は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が必要なサービスを通じて支拂うことができるよう母子・父子自立支援員及び就業支援専門員を含めた相談体制の整備、関係機関の連携を推進しながら、当該措置が効果的に実施されるよう必要な支援を講じていくものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 相談体制の充実</p> <p>(a) 母子・父子自立支援員や女性相談支援員等に対する養育費及び面会交流に関する研修の実施（実施主体：都道府県等及び市等） 母子・父子自立支援員、母子家庭等就業・自立支援センターの養育費に関する専門知識を有する相談員に対し、養育費の取得手続等養育費に関する事項や面会交流の相談対応、関係機関や民間団体等との連携に関する研修を実施</p> <p>(b) 母子・父子自立支援員や女性相談支援員等に対する養育費及び面会交流に関する研修の実施（実施主体：都道府県等及び市等） 母子・父子自立支援員、母子家庭等就業・自立支援センターの養育費に関する専門知識を有する相談員に対し、養育費の取得手続等養育費に関する事項や面会交流の相談対応、関係機関や民間団体等との連携に関する研修を実施</p> <p>(c) 母子・父子自立支援員や女性相談支援員等に対する養育費及び面会交流に関する研修の実施（実施主体：都道府県等及び市等） 母子・父子自立支援員、母子家庭等就業・自立支援センターの養育費に関する専門知識を有する相談員に対し、養育費の取得手続等養育費に関する事項や面会交流の相談対応、関係機関や民間団体等との連携に関する研修を実施</p> <p>(d) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p>

○厚生労働省告示第百三十三号

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）第三条第一号、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十一年文部科学省令第二号）第二条第一号、社会福祉士に関する科目を定める省令（平成二十年文部科学省令第三号）第四条第一項第七号、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成十一年厚生省令第二号）第三条第一項第十号、精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成二十二年文部科学省令第二号）第一条第八項及び医療法（昭和二十二年法律第二十九号）第四十二条第七号の規定に基づき、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和六年三月十九日

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示

（社会保険診療報酬支払基金法第五十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付の一部改正）

第一条 社会保険診療報酬支払基金法第五十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付（昭和五十二年厚生省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改	正	後	改	正	前
一 (略)			一 (略)		
二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の六の措置（同法第六条の二の二）			二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の六の措置（同法第六条の二の二）		
第三項に規定する児童発達支援のうち、同項に規定する治療を行う施設への措置に限る。			第三項に規定する医療型児童発達支援を行う施設への措置に限る。		
同法第二十一条第一項の助産の実施、同法第二十七条第一項第二号の措置、同条第二項の指定発達支援医療機関への委託措置又は同法第三十二条の一時保護に係る医療の給付			同法第二十一条第一項第二号の措置、同条第二項の指定発達支援医療機関への委託措置又は同法第三十二条の一時保護に係る医療の給付		
三（略）			三（略）		

（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付の一部改正）

第二条 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付（昭和五十二年厚生省告示第二百四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改	正	後	改	正	前
一 (略)			一 (略)		
二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の六の措置（同法第六条の二の二）			二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の六の措置（同法第六条の二の二）		
第三項に規定する児童発達支援のうち、同項に規定する治療を行う施設への措置に限る。			第三項に規定する医療型児童発達支援を行う施設への措置に限る。		
同法第二十一条第一項の助産の実施、同法第二十七条第一項第二号の措置、同条第二項の指定発達支援医療機関への委託措置、同法第二十三条の一時保護に係る医療の給付又は同法附則第六十二条の三の障害児童施設給付費等の支給			同法第二十一条第一項第二号の措置、同条第二項の指定発達支援医療機関への委託措置、同法第二十三条の一時保護に係る医療の給付又は同法附則第六十二条の三の障害児童施設給付費等の支給		
三（略）			三（略）		

（健康保険法施行規則第九十八号第一号及び船員保険法施行規則第八十六号第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正）

第三条 健康保険法施行規則第九十八号第一号及び船員保険法施行規則第八十六号第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（昭和五十九年厚生省告示第六十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改	正	後	改	正	前
一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の六の措置（同法第六条の二の二）			一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の六の措置（同法第六条の二の二）		
第三項に規定する児童発達支援のうち、同項に規定する治療を行う施設への措置に限る。			第三項に規定する医療型児童発達支援を行う施設への措置に限る。		
同法第二十一条第一項の助産の実施、同法第二十七条第一項第二号の措置、同条第二項の指定発達支援医療機関への委託措置又は同法第三十二条の一時保護に係る医療の給付			同法第二十一条第一項第二号の措置、同条第二項の指定発達支援医療機関への委託措置又は同法第三十二条の一時保護に係る医療の給付		
二（略）			二（略）		

（健康保険法施行規則第百八条第一項第八号及び第百七条第十号並びに船員保険法施行規則第九十六条第一項第八号及び第九十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正）

第四条 健康保険法施行規則第百八条第一項第八号及び第百七条第十号並びに船員保険法施行規則第九十六条第一項第八号及び第九十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（昭和五十九年厚生省告示第百九十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正	後	前
一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の六の措置（同法第六条の二の二）第三項に規定する次期児童発達支援を行う施設への措置に限る。同法第二十一条第一項の助産の実施、同法第二十七条第一項第二号の措置、同法第二項の指定発達支援医療機関への委託措置又は同法第三十二条の時保護に係る医療の給付	一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の六の措置（同法第六条の二の二）第三項に規定する次期児童発達支援を行う施設への措置に限る。同法第二十一条第一項の助産の実施、同法第二十七条第一項第二号の措置、同法第二項の指定発達支援医療機関への委託措置又は同法第三十二条の時保護に係る医療の給付	一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の六の措置（同法第六条の二の二）第三項に規定する次期児童発達支援を行う施設への措置に限る。同法第二十一条第一項第二号の措置、同法第二項の指定発達支援医療機関への委託措置又は同法第三十二条の時保護に係る医療の給付

（社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第二条第一号及び第五条第十四号イ並びに社会福祉士に関する科目を定める省令第四号第一項第七号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（昭和六十一年厚生省告示第百二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正	後	前
1 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）以下「養成施設規則」という。第二条第一号ワ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年） <small>文部科学省 厚生労働省</small> 令第一号。以下「学校規則」という。第三条第一号ワ及び社会福祉士に関する科目を定める省令（平成二十年） <small>文部科学省 厚生労働省</small> 令第二号。第四条第一項第七号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する児童相談所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、甲種支援センター、指定発達支援医療機関、障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業	1 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）以下「養成施設規則」という。第二条第一号ワ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年） <small>文部科学省 厚生労働省</small> 令第一号。以下「学校規則」という。第三条第一号ワ及び社会福祉士に関する科目を定める省令（平成二十年） <small>文部科学省 厚生労働省</small> 令第二号。第四条第一項第七号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する児童相談所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、指定発達支援医療機関、障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業	1 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）以下「養成施設規則」という。第二条第一号ワ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年） <small>文部科学省 厚生労働省</small> 令第一号。以下「学校規則」という。第三条第一号ワ及び社会福祉士に関する科目を定める省令（平成二十年） <small>文部科学省 厚生労働省</small> 令第二号。第四条第一項第七号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する児童相談所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、指定発達支援医療機関、障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業

（健康保険法施行規則第百八条第二項第三号及び第百八条第七号並びに船員保険法施行規則第九十六条第一項第二号及び第九十八条第九号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正）

第六条 健康保険法施行規則第百八条第二項第三号及び第百八条第七号並びに船員保険法施行規則第九十六条第一項第二号及び第九十八条第九号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成六年厚生省告示第三二二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正	後	前
一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の六の措置（同法第六条の二の二）第三項に規定する児童発達支援のうち、同項に規定する治療を行う施設への措置に限る。同法第二十七条第一項第二号の措置、同法第二項の指定発達支援医療機関への委託措置又は同法第三十二条の時保護に係る医療の給付	一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の六の措置（同法第六条の二の二）第三項に規定する児童発達支援のうち、同項に規定する治療を行う施設への措置に限る。同法第二十七条第一項第二号の措置、同法第二項の指定発達支援医療機関への委託措置又は同法第三十二条の時保護に係る医療の給付	一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の六の措置（同法第六条の二の二）第三項に規定する児童発達支援のうち、同項に規定する治療を行う施設への措置に限る。同法第二十七条第一項第二号の措置、同法第二項の指定発達支援医療機関への委託措置又は同法第三十二条の時保護に係る医療の給付

（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一号第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正）

第七条 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一号第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成六年厚生省告示第二百四十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>一 (略)</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の六の措置（同法第六条の二の二第一項に規定する児童発達支援のうち、同項に規定する治療を行う施設への措置に限る）、同法第二十一条第一項第三号の措置、同条第二項の指定発達支援医療機関への委託措置、同法第二十三条の一時保護に係る医療の給付又は同法附則第六十二条の二の障子見施設給付費等の支給</p> <p>三（十二） (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の六の措置（同法第六条の二の二第二項に規定する医療型児童発達支援を行う施設への措置に限る）、同法第二十一条第二号の措置、同条第二項の指定発達支援医療機関への委託措置、同法第二十三条の一時保護に係る医療の給付又は同法附則第六十二条の三の二の障子見施設給付費等の支給</p> <p>三（十二） (略)</p>

（精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第一号第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一号第八項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設及び事業の一部改正）

第八条 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第一号第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一号第八項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設及び事業（平成十年厚生省告示第十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>一（一） (略)</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童自立生活援助事業を行う施設、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター又は母親支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）</p> <p>四（一）六 (略)</p>	<p>一（一） (略)</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する障害児通所支援事業（医療型児童発達支援を除く）若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童自立生活援助事業を行う施設、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）</p> <p>四（一）六 (略)</p>

（厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部改正）

第九条 厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業（平成十年厚生省告示第十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>一 医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人については次に掲げる事業</p> <p>二 社会福祉法第二号第三項に規定する第一種社会福祉事業のうち次に掲げるもの</p> <p>イ・ロ (略)</p>	<p>一 医療法第四十一条の二第一項に規定する社会医療法人については次に掲げる事業</p> <p>二 社会福祉法第二号第三項に規定する第一種社会福祉事業のうち次に掲げるもの</p> <p>イ・ロ (略)</p>

改正後	改正前
<p>第十條 訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等（平成十八年厚生労働省告示第百二号）の一部を次の表のように改正する。</p> <p>（傍線部分は改正部分）</p> <p>2 (略)</p> <p>二〇カ (略)</p> <p>ハ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター又は母親支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p>	<p>第十條 訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等（平成十八年厚生労働省告示第百二号）の一部を次の表のように改正する。</p> <p>（傍線部分は改正部分）</p> <p>2 (略)</p> <p>二〇カ (略)</p> <p>ハ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て支援活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p>
<p>第一 訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 訪問看護管理療養費の基準</p> <p>江 機能強化型訪問看護管理療養費1の基準</p> <p>次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ〜ニ (略)</p> <p>ホ 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八條第二十四項に規定する居宅介護支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十二号）第五條第十八項に規定する特定相談支援事業又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六條の二の二第六項に規定する障害児相談支援事業を行うことができる体制が整備されていること。</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ 機能強化型訪問看護管理療養費2の基準</p> <p>次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ〜ニ (略)</p> <p>ホ 介護保険法第八條第二十四項に規定する居宅介護支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第十八項に規定する特定相談支援事業又は児童福祉法第六條の二の二第七項に規定する障害児相談支援事業を行うことができる体制が整備されていること。</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ 機能強化型訪問看護管理療養費2の基準</p> <p>次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ〜ニ (略)</p> <p>ホ 介護保険法第八條第二十四項に規定する居宅介護支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第十八項に規定する特定相談支援事業又は児童福祉法第六條の二の二第七項に規定する障害児相談支援事業を行うことができる体制が整備されていること。</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ (略)</p>	<p>第一 訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 訪問看護管理療養費の基準</p> <p>江 機能強化型訪問看護管理療養費1の基準</p> <p>次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ〜ニ (略)</p> <p>ホ 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八條第二十四項に規定する居宅介護支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十二号）第五條第十八項に規定する特定相談支援事業又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六條の二の二第七項に規定する障害児相談支援事業を行うことができる体制が整備されていること。</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ 機能強化型訪問看護管理療養費2の基準</p> <p>次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ〜ニ (略)</p> <p>ホ 介護保険法第八條第二十四項に規定する居宅介護支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第十八項に規定する特定相談支援事業又は児童福祉法第六條の二の二第七項に規定する障害児相談支援事業を行うことができる体制が整備されていること。</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ (略)</p>
<p>七 (略)</p>	<p>七 (略)</p>

